

～地域外副業・兼業人材活用促進事業助成金～

プロ人材を**副業・兼業形態**での活用時に**交通費等を助成**します！

新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点では、地域企業が新事業や新販路の開拓など、積極的な「攻めの経営」への転換に必要なプロフェッショナル人材の採用をサポートしています。この事業は、県外から副業・兼業プロフェッショナル人材を受け入れる県内企業が負担する交通費及び宿泊費の一部を助成するものです。ぜひご活用ください！

令和2年度助成金の概要

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県内に事業所を有する中小企業者 新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業形態で新潟県外のプロフェッショナル人材をマッチングした者
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じてマッチングされた県外の副業・兼業人材が、当該人材を活用する助成対象者の事業所等を実際に訪れて業務に従事するため、県外の住所地等と県内の目的地の間を移動する場合。 副業・兼業人材が従事する業務は、プロフェッショナル人材としての知見・ノウハウを活用し、企業の課題解決に資するような業務であることとする。
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 副業・兼業人材が、当該人材を活用する助成対象者の事業所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、助成対象者が負担する当該人材の県外の住所地等と県内の目的地の間の移動に要する交通費及び宿泊費 ① 交通費は公共交通機関を利用した場合に限るものとする。 (ただし、業務の都合上やむを得ない場合を除き、原則としてタクシーは除く) ② 食費は対象外とする。宿泊費に食費が含まれている場合は、食費相当額を減額するものとする。
助成率	助成対象経費の1/2以内
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> 1回の往復移動に係る交通費及び宿泊費は宿泊日数に関わらず 45,800円を上限とする ただし、1回の往復移動に伴う交通費が 1万円未満の場合は対象外とする
助成対象人数	1事業者につき年間1人まで (1人あたり往復移動回数：最大5回まで)
交付申請期限	<p>副業・兼業人材の従事開始日14日前または令和3年1月29日のいずれか早い日まで ※申請書等の様式はNICOホームページ (https://www.nico.or.jp/) からダウンロードできます。</p>

◆**副業・兼業プロフェッショナル人材**とは、県外企業で本業に従事しながら、地方の中小企業において副業・兼業の形をとり、新分野進出や経営課題の解決等で即戦力となる人材のことをいいます。

◆**中小企業**とは下記区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす会社をいいます。

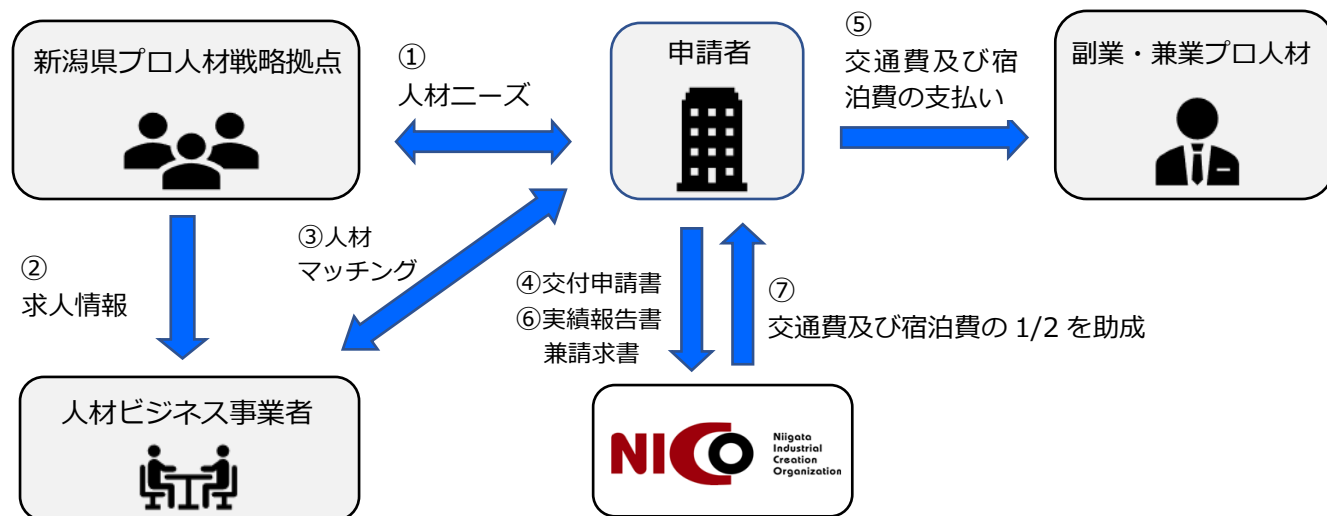
業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

■問い合わせ・申請書類提出先

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階
 公益財団法人にいがた産業創造機構内 新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点事務局
 TEL: 025 (246) 0024 FAX: 025 (246) 0033 メール: projinzai@nico.or.jp

令和 2 年度 地域外副業・兼業人材活用促進事業助成金について

1. イメージ



2. 申請手続きの流れ

